平成２８年（フ）第７３号
青森県八戸市大字白銀町字姥畑３番地33　メゾンサクラＢ号、前住所青森県上北郡おいらせ町境田７番地１
債務者　松村さち子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
青森県八戸市柏崎１丁目15番13号　目時住宅２号、前住所青森県八戸市大字新井田字石動木平42番地21　メゾンオオクボ105号
債務者　鈴木　寿幸
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３５２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目３番14号
債務者　守屋　陽子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
福島県東白川郡塙町大字真名畑字矢野草52番地
債務者　金澤　　茂
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
茨城県水戸市東前３丁目149番地
債務者　秋田　高弘
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１６０号
茨城県小美玉市羽鳥2719番地146
債務者　清水　健祐
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１８９号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴1838番地
債務者　神長　睦子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２０６号
茨城県那珂市菅谷2446番地13　エルディム小国Ｉ棟102号
債務者　石井　純子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５３号
群馬県みどり市大間々町大間々735番地４
ウエル・ネストＡ101
債務者　細渕　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第６５号
千葉県君津市久保４丁目７番５号　103
債務者　鈴木　忠行
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第７２号
千葉県木更津市西岩根３番33号
債務者　野村美代子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１７１号
金沢市保古２丁目５番地　協和荘206号、従前の住所福井市漆原町第14号17番地
債務者　山口　浩司
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９２号
石川県河北郡内灘町字大根布３丁目63番地
債務者　酒井由紀子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１１号
金沢市小坂町巳11番地１、従前の住所石川県加賀市山代温泉山背台２丁目13番地１（従前々の住所）石川県加賀市水田丸町チ33番地１
債務者　下出　浩美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
長野県飯田市大瀬木1946番地１
債務者　羽場　勝秋
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第４４号
長野県飯田市鼎名古熊2146番地５（リポージシンエツＡ201号）
債務者　嵐　　雅俊
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３号
岐阜市尻毛２丁目42番地（ワームス　203号室）
債務者　上嶋　孝典
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
岐阜地方裁判所